

2020

KAWASAKI

川崎南法人会だより



http://www.km-hojinkai.or.jp

川崎南法人会

コラム…10

健康クリニック…12

消防署からのお知らせ…13

自衛隊からのお知らせ…14

新入会員のご紹介・主要行事予定…15

第8回 通常総会開催



梶川 修司 会長

6月8日(月)公益社団法人川崎南法人会第8回通常総会 が川崎日航ホテルにて開催しました。

鈴木副会長の開会の挨拶で始まり、梶川修司会長を議長と して、石川副会長より決議事項として「令和元年度収支決算 報告(含監査報告)承認の件」が報告され、続いて報告事項 として①「令和元年度事業報告の件」②「令和2年度事業計 画の件」③「令和2年度収支予算の件」が報告され、満場一 致で原案どおり可決承認されました。

会員増強に伴う感謝状の贈呈

幸太 様

(順不同) 個人の部

【金 賞】

菊三建設 株式会社 中村 光一様 山次工業 株式会社 山山

【銀賞】

サツマ工業 株式会社 梶川 修司様 株式会社 一心屋 島崎ハル子様 小林 剛一様 株式会社 川崎保険センター 小山 宏明 様 小山塗料 株式会社 株式会社 東恩納工業 東恩納伶莉 様

【努力賞】

株式会社 古名建設工業 古名 弘展 様 A·M自動車工業 株式会社 青木 一孝 様 小俣多栄子 様 株式会社 小俣商店 大川原建設 株式会社 大川原 久様 斎藤 賢一様 エルアンドディー 株式会社 株式会社 菊池電業社 菊池 敏子様 高木鋳工 株式会社 髙木 清隆様 有限会社 テーラーマックス 外木 雄三様 株式会社 協栄化学 吉松 郁子 様

団体の部

【金 賞】

東第3支部支部長 髙木 清隆様 東第1支部 支部長 中村 光一様

【銅 賞】

幸第3支部支部長 井口 年英様

【特別賞】

女性部会 部会長 内田 英子様

受託保険会社感謝状

大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様 AIG損害保険 株式会社 横浜支店 様 アフラック生命保険 株式会社 横浜総合支社 様

インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://www.km-hojinkai.or.jp/



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好み のセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像 」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方・

川崎南法人会会員企業(一部のセミナーは一般の方もご利用できます)

●利用方法

川崎南法人会ホームページから会員の方は、会員専用サイトにIDとパス ワードを入力してログイン後、530タイトル3400本以上のセミナーがご 覧いただけます。

ID・パスワードは

会員 I D:hj0215 パスワード:4852

530タイトル3400本以上のセミナーが無料で受講できます

令和2年度事業計画書

令和2年4月1日~令和3年3月31日

I 基本方針

(公益事業の推進)

(1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体として の公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の 発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交 流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果た すことに努める。

(税務行政への協力)

(2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて 納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、 広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公 正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

(3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

(4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、 当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研 修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の 普及と指導に努める。

Ⅱ 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を 推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を 開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立 つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を 開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応える ため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで 会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推 進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診 を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加 の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広 報に努める。
- (2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

Ⅲ 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業(公益1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業(公益1-2)

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3) 「税を考える週間」広報活動
- (4) 川﨑市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(公益1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

4 地域企業の健全な発展に資する事業(公益2)

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

5 地域社会への貢献を目的とする事業(公益3)

- (1) 県連森林再生事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 健康セミナー
- (4) 救急救命講習会

6 会員の交流及び福利厚生に資するための事業(共益)

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員(交流会)
- (8) 会員增強活動
- (9) 支部報告会
- (10) 経営者大型保障制度の普及推進
- (11) ジネスガードの普及推進
- (12) がん保険制度の普及推進
- (13) 貸倒保険制度の普及推進
- (14) 成人病診断事業
- (15) 総合火災共済
- (16) 福利厚生共済
- (17) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

2年度正味財産増減計算予算書 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

7	IJ TH		ТДИ
科 目 I.一般正味財産増減の部	本年度予算	前年度予算	増減
<u>i . 経常増減の部</u>			
1. 特定資産運用益	5,000	11,000	△ 6,000
(1)特定資産受取利息 (2)特定資産受取賃借料	5,000	11,000	△ 6,000
2. 受取会費 (1)正会員受取会費	25,752,000 24,700,000	25,760,000 24,710,000	△ 8,000 △ 10,000
(2)特別会員受取会費			
(3) 贊助会員受取会費 3. 事業収益	1,052,000 5,170,800	1,050,000 5,003,600	2,000 167,200
(1)研修会事業収益	558,800	562,600	△ 3,800
(2)成人病検診事業収益 (3)共済保険代理事業収益	430,000 767,000	430,000 900,000	△ 133,000
(4)会員親睦事業収益 4. 受取補助金	3,415,000 19,972,400	3,111,000 19,794,800	304,000 177,600
(1)受取全法連補助金	-	250,000	△ 250,000
(2)受取県法蓮補助金 (3)受取全法連助成金振替額	1,890,000 18,082,400	1,710,000 17,834,800	180,000 247,600
5. 受取負担金	70,000	58,000	12,000
(1)青年部会負担金 6. 雑収益	70,000 725,060	58,000 850,060	12,000 Δ 125,000
(1)受取利息 (2)広告料収益	350,000	410,000	△ 60,000
(3)雑収益	375,000	440,000	△ 65,000
経常収益計 i)経常費用	51,695,260	51,477,460	217,800
1. 公益目的事業 ①税関連を目的とする事業	32,358,387	32,053,246 20,569,802	305,141 698,646
給料手当	21,268,448 9,006,000	8,102,500	090,040
退職給付費用 福利厚生費	227,520 853,200	340,305 926,000	
旅費交通費	1,102,150	1,186,600	
通信運搬費 減価償却費	517,388 44,107	678,100 31,509	
消耗什器備品費	47,400	92,600	
消耗品費 修繕費	868,100 71,100	931,300 78,710	
印刷製本費 光熱水料費	2,288,500 90,060	2,140,600 83,340	
賃借料	902,800	902,831	
事務所管理費 会場費	219,600 293,700	219,600 335,000	
保険料	88,638	79,761	
諸謝金 租税公課	1,193,600	1,378,880	
会議費 委託費	137,000 1,708,500	138,000 1,756,400	
事務委託費	184,386	180,570	
支払負担金 広告宣伝費	395,000 24,648	389,000 24,076	
新聞図書費 リース料	20,382 331,800	20,835 317,155	
貸倒損失	425,349	-	
支払手数料 雑費	199,080 28,440	212,980 23,150	
②地域企業の健全な発展に資する事業 給料手当	6,287,030 2,356,000	6,272,924 2,275,000	14,106
退職給付費用	59,520	95,550	
福利厚生費 旅費交通費	223,200 82,500	260,000 92,000	
通信運搬費	71,688	91,000	
減価償却費 消耗什器備品費	11,538 12,400		
消耗品費 修繕費	151,600 18,600	185,000 22,100	
印刷製本費	49,000	26,000	
光熱水料費 賃借料	23,560 203,500	23,400 203,507	
事務所管理費 会場費	49,500 181,400	49,500 205,900	
保険料	23,188	22,260	
諸謝金 租税公課	2,160,000	2,139,400	
会議費	402 500	200.000	
委託費 事務委託費	403,500 48,236	328,800 50,700	
支払負担金 広告宣伝費	6,448	6,760	
新聞図書費	5,332	5,850	
リース料 貸倒損失	86,800	89,050 -	
支払手数料	52,080	59,800	
雑費 ③地域社会への貢献を目的とする事業	7,440 4,802,909	5,210,520	△ 407,611
給料手当 退職給付費用	1,976,000 49,920	1,907,500 80,115	
福利厚生費	187,200	218,000	
旅費交通費 通信運搬費	162,000 111,448		
減価償却費 消耗什器備品費	9,677 10,400	7,418 21,800	
消耗品費	219,100	237,900	
修繕費 印刷製本費	15,600 188,000	18,530 181,800	
光熱水料費 賃借料	19,760	19,620	
日 1日本と	203,500 49,500	203,507 49,500	
事務所管理費			
事務所管理費 会場費	606,600		
事務所管理費 会場費 保険料 諸謝金		18,753	
事務所管理費 会場費 保険料 諸謝金 租税公課	606,600 19,448 486,200	18,753 602,800 -	
事務所管理費 会場費料 諸稅公課 会議費 委託費	606,600 19,448 486,200 - 75,000 240,500	18,753 602,800 - 60,000 194,400	
事務所管理費 会場費料 諸稅議費 会就託費 季務茲負 事支払負担金	606,600 19,448 486,200 – 75,000	18,753 602,800 - 60,000 194,400 42,510	
事務所管理費 会場費 保険謝金 租稅公課 会議費 季務委託費	606,600 19,448 486,200 - 75,000 240,500	18,753 602,800 - 60,000 194,400 42,510 5,668	

7和3年3月31日まで			
科 目 リース料	本年度予算 72,800	前年度予算 74,665	増減
貸倒損失	· -	417,739	
支払手数料 雑費	43,680 6,240	50,140 5,450	
2. 収益事業等 ④会員の交流に資するための事業	11,438,273 11,438,273	11,540,378 11,540,378	\triangle 102,105 \triangle 102,105
給料手当	3,116,000	2,905,000	△ 102,100
退職給付費用 福利厚生費	78,720 295,200	122,010 332,000	
旅費交通費 通信運搬費	316,780 240,168	371,600 258,200	
減価償却費	15,260	11,297	
消耗什器備品費 消耗品費	16,400 502,600	33,200 608,600	
修繕費 印刷製本費	24,600 818,000	28,220 900,200	
光熱水料費	31,160	29,880	
賃借料 事務所管理費	270,100 65,700	270,109 65,700	
会場費保険料	222,000 30,668	288,000 28,452	
諸謝金	26,000	27,000	
	3,475,200	3,178,200	
委託費 事務委託費	1,057,500	1,230,000	
支払負担金	63,796 284,000	64,740 280,000	
支払寄付金 渉外慶弔費			
諸会費			
固定資産除却損 広告宣伝費	8,528	8,632	
新聞図書費 リース料	7,052 114,800	7,470 113,710	
表彰費			
貸倒損失 支払手数料	279,321 68,880	293,498 76,360	
維費 3. 管理費	9,840 7,831,27 1	8,300 7,744,072	87,199
給料手当	2,546,000	2,310,000	- 7,200
退職給付費用 福利厚生費	64,320 241,200	97,020 264,000	
旅費交通費 通信運搬費	106,750 400,308	115,400 427,400	
減価償却費	12,469	8,981	
消耗什器備品費 消耗品費	13,400 88,600	26,400 120,200	
修繕費 印刷製本費	20,100 233,500	22,440 216,400	
燃料費			
光熱水料費 賃借料	25,460 270,100	23,760 270,110	
事務所管理費 会場費	65,700 245,000	65,700 85,000	
保険料	25,058	22,774	
諸謝金 租税公課	324,000	324,000	
会議費委託費	1,187,000	1,355,000	
事務委託費	52,126	51,480	
支払負担金 支払寄付金	444,000	438,000	
涉外慶弔費 諸会費	300,000 323,000	300,000 322,000	
広告宣伝費	6,968	6,864	
新聞図書費 リース料	5,762 93,800	5,940 90,420	
表彰費 貸倒損失	144,330	189,063	
支払手数料	584,280	579,120	
推費 経常費用計	8,040 51,627,931	6,600 51,337,696	290,235
評価損益等調整前当期経常増減額 基本財産評価損益等	67,329	139,764	,
特定資産評価損益等			
	-	-	
当期経常増減額	67,329	139,764	
ii.経常外増減の部 (i)経常外収益			
退職給付引当金取崩額 経常外収益計	4,590,000 4,590,000		
(ii)経常外費用			
退職金	4,590,000		
経常外費用計 当期経常外増減額	4,590,000	-	
他会計振替前			A == ·
当期一般正味財産増減額 他会計振替額	67,329	139,764	△ 72,435
税引前当期一般正味財産増減額	67,329	139,764	△ 72,435
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	70,000 -	70,000	_
当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高	△ 2,671 87,160,354	69,764 87,431,050	△ 72,435 △ 270,696
一般正味財産期末残高	87,150,354	87,431,050	△ 343,131
Ⅲ 指定正味財産の部 受取補助金等	18,082,400	17,834,800	247,600
全法連助成金	18,082,400	17,834,800	247,600
一般正味財産への振替額 一般正味財産への振替額	△ 18,082,400 △ 18,082,400	△ 17,834,800 △ 17,834,800	△ 247,600 △ 247,600
当期指定正味財産増減額	, _,_,_,	, -,	,,,,,
指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高	_	-	
Ⅲ 正味財産期末残高	87,157,683	87,500,814	△ 343,131

令和3年度

税制改正に関するアンケート結果(最終集計)

公益財団法人 全国法人会総連合

集計枚数:11,000枚 集計期間: 3月9日~5月15日到着分

【分類】

_ ^ - [- /\				
■会員区	公分	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合 計
	回答数	1,734	5,495	3,318	10,547
	構成比	16.4%	52.1%	31.5%	100%

	2 44 TI						
■王たる	る業種	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合 計
	回答数	2,125	3,015	2,389	2,050	1,176	10,755
	構成比	19.8%	28.0%	22.2%	19.1%	10.9%	100%

■資本金	È	1 千万円 以下	1千万円超~ 5千万円以下	5千万円超~ 1億円以下	1億円超~ 3億円以下	3億円超~ 5億円以下	5億円超	合 計
	回答数		4,369	812	139	85	254	10,744
	構成比	47.3%	40.7%	7.5%	1.3%	0.8%	2.4%	100%

/\/ \\	コ 业 上							
■従業員	夏釵	4人以下	5~19人	20~99人	100~299人	300人以上	合 計	
	回答数 2,195		3,887	3,359	844	473	10,758	3
	構成比	20.4%	36.1%	31.2%	7.9%	4.4%	100%	٦

■前事業年度の申告状況	ļ	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合 計
	回答数	7,686	2,128	868	10,682
	構成比	72.0%	19.9%	8.1%	100%

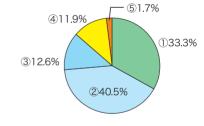
問 法人税/法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%(資本金 1 億円超の企業の場合)ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス(現行31.0%)でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない ④ わからない

⑤ その他

	1	2	3	4	5	合 計
回答数	3,639	4,437	1,383	1,304	186	10,949
構成比	33.3%	40.5%	12.6%	11.9%	1.7%	100.0%

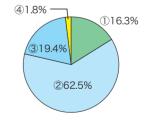


問2 法人関係/企業版ふるさと納税

令和2年度税制改正では、企業に地方創生の取組への積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合が3割から6割に引き上げられました。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

- ① 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄附を検討したい
- ② 寄附を行う予定はない ③ わからない ④ その他

	1	2	3	4	合 計
回答数	1,790	6,853	2,132	196	10,971
構成比	16.3%	62.5%	19.4%	1.8%	100.0%

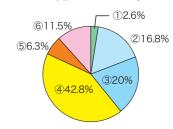


問 3 事業承継/納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充(全株式を対象に納税猶予割合が100%)が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

	1	2	3	4	5	6	合 計
回答数	283	1,841	2,184	4,684	694	1,263	10,949
構成比	2.6%	16.8%	20.0%	42.8%	6.3%	11.5%	100.0%

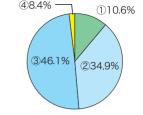


問 4 事業承継/事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのよう に考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を 求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する 制度の創設を求める
- 4) その他

	1)	2	3	4	合 計
回答数	1,156	3,793	5,011	909	10,869
構成比	10.6%	34.9%	46.1%	8.4%	100.0%

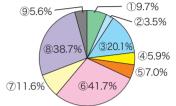


問 5 消費稅/軽減稅率制度

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に負担を 感じている点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 会計時の確認(テイクアウト又はイートインなと)② 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ 会計時の確認 (テイクアウト又はイートインなど)
- ③ システム変更等のコスト負担 ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 適正な価格表示

- ⑥ 繁雑な経理処理 7 同時に実施されたキャッシュレス 消費者還元事業への対応
- ⑧ 特に負担を感じない
- 9 その他



	1	2	3	4	⑤	6	7	8	9	合 計
回答数	1,070	390	2.212	654	774	4.589	1.278	4.258	612	11,000
回答率	9.7%	3.5%	20.1%	5.9%	7.0%	41.7%	11.6%	38.7%	5.6%	

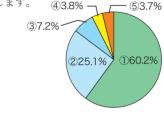
※回答率は、回答数を集計枚数(11,000枚)で除した数字である。

問 6 消費税/価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ① 全額転嫁できている
- ② 大部分は転嫁できている ③ 一部しか転嫁できていない
- ④ 全く転嫁できていない
- ⑤ その他

	1	2	3	4	⑤	合 計
回答数	6,593	2,756	790	417	402	10,958
構成比	60.2%	25.1%	7.2%	3.8%	3.7%	100.0%

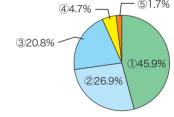


問 7 消費稅/価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示(総額表示)が義務付けられています(令和3年3月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています)。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表 示について、事業者の立場からどのように考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

	1	2	3	4	⑤	合 計
回答数	5,026	2,947	2,278	515	184	10,950
構成比	45.9%	26 <u>.</u> 9%	20.8%	4.7%	1.7%	100.0%

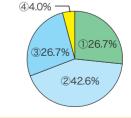


問 8 消費税/適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税 額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを 受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。 このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

	1	2	3	4	合 計
回答数	2,923	4,669	2,919	437	10,948
構成比	26.7%	42.6%	26.7%	4.0%	100.0%

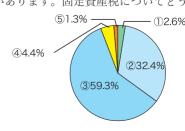


問 9 地方税/固定資産税①

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると 言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考え ますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- 4 わからない
- ⑤ その他

	1	2	3	4	(5)	合 計
回答数	280	3,560	6,504	485	142	10,971
構成比	2.6%	32.4%	59.3%	4.4%	1.3%	100.0%

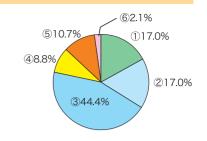


問10 地方税/固定資産税②

固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

- 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- 家屋の評価方法を見直す
- 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す
- 免税点を大幅に引き上げる
- わからない
- その他

Ī		①	2	3	4	5	6	合 計
ı	回答数	1,835	1,835	4,794	951	1,157	223	10,795
ſ	構成比	17.0%	17.0%	44.4%	8.8%	10.7%	2.1%	100.0%



問 厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等(週労働時間 $20\sim30$ 時間)について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員501人以上」ですが、令和4年には「従業員100人超」、令和6年には「従業員50人超」の企業にまで拡大される見込みです。厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。 381%

- ① パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない
- ② 中小企業への影響(保険料の労使折半等)が大きいことから反対である
- ③ わからない
- 4 その他

	1	2	3	4	合 計
回答数	4,499	5,288	889	283	10,959
構成比	41.1%	48.2%	8.1%	2.6%	100.0%

問 2 マイナンバーカードの取得状況(個人)

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和2年9月には、マイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることとなっています。また令和3年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになります。あなたは、マイナンバーカード(写真入りのカード)を取得していますか。

- ① 取得している
- ②現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

	1	2	3	4	合 計
回答数	3,717	202	3,384	3,616	10,919
構成比	34.0%	1.9%	31.0%	33.1%	100.0%

4331% 134.0% 21.9% 331.0%

①411%

248 2%

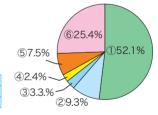
問 3 マイナンバーカードの取得状況(従業員)

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面(ハガキ等)を勤務先に提出していました。令和2年10月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等(従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得)を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナンバーカード(写真入りのカード)の取得状況についてお聞かせください(わかる範囲で結構です)。

- 20~50%
- 3 50~80%
- ④ 80%以上
- ⑤ 概ね全て

6 个明		
	1	2

(b) 1\mu_H							
	1	2	3	4	⑤	6	合 計
回答数	5,687	1,018	354	261	817	2,776	10,913
構成比	52.1%	9.3%	3.3%	2.4%	7.5%	25.4%	100.0%







か7* なか右 ? 所の あ絵 りと えは ま左 すの。絵 11 頁に 見に つは あ か 相 ń り違 ま ま点 す すが



[作者紹介]

神谷一郎(かみや・いちろう) イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活 躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニ アックサイバー」(グラフィック社刊)。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難 な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件(幅広い方が認められます。)

- ・ 一時の納税により、事業の継続
- ・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 - 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます(通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※)。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

電話番号はこちら

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

【受付時間】8:30~17:00(土日祝除く。)

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

 $https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm\\$

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又は e-Tax をご利用ください

- ▶ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター(フリーダイヤル等) にお気軽にご相談ください。
- ▶ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省:https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 10925.html





納税のため、相続財産を譲渡 ・・・取得費に加算

税理士·CFP® 越智 浩

Q.

相続税の納付に充てるため、相続した財産を売却。

昨年12月、父甲が死亡しました。相続人は、母乙、私A及び弟Bの3人です。

相続人間で話し合った結果、本年8月、月極駐車場用地(相続税評価額8,000万円、時価1億円)及び未利用地(相続税評価額2,000万円、時価2,500万円)は兄弟2人で1/2ずつ相続し、これら以外の自宅不動産及び預貯金その他の財産は母がすべて相続することになりました。また、債務もすべて母が負担することになりました。

この遺産分割協議に基づいて私Aと弟Bの相続税を計算すると、おのおの課税価格は5,000万円、納付する相続税は7,125,000円となります。この納付に充てるため、私と弟は、相続した未利用地である宅地を売却することにしました。

この場合、今度は譲渡所得税(及び住民税)が課されるそうですが、何か税負担を軽減する方法はありますか?



確定した相続税額のうち一定の金額を、譲渡した相続財産の 取得費に加算。

前回は、短期間のうちに重ねて相続が開始した場合に、同じ財産に重ねて課される相続税の税負担を 軽減する『相次相続控除』制度について紹介したが、今回は、納税資金を捻出するために、結果とし て、相続税と所得税が重ねて課される《設例》である。

このようなケースの税負担を軽減するために、租税特別措置法第39条 『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』が設けられている。制度の内容は、相続が開始した日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に相続財産を譲渡した場合には、その譲渡した資産の取得費に相続税額のうち一定の金額を加算するというものである。つまり、適用要件及び計算方法は、

- ① 相続または遺贈により財産を取得した個人で、相続税を課された者が資産を譲渡。
- ② ①の相続税の課税価格計算の基礎に算入された資産で、相続開始日から3年10ヵ月以内に譲渡されたものであること。
- ③ 取得費に加算する相続税=(A)×(C)/(B)
 - (A): 資産を譲渡した者の確定相続税額
 - (B): 資産を譲渡した者の相続税の課税価格(債務控除前)
 - (C):譲渡した資産について(B)に算入された価額(=評価額)
- 注(*). 譲渡資産の収入金額 (譲渡資産の取得費+譲渡費用)を限度として取得費加算。

となり、負担する相続税額のうち譲渡した資産の占める割合部分を譲渡所得(キャピタルゲイン)から控除することができる制度となっている。《設例》では、相続税7,125千円×譲渡資産価額1,000万円 /課税価格5,000万円=1,425千円を兄A・弟Bともに譲渡資産の取得費に加算して、譲渡所得を計算することになる。

譲渡資産を土地として説明したが、『譲渡所得の課税の特例』であるので譲渡資産は土地に限らず、 上場株式やゴルフ会員権など譲渡所得の基因となる資産はすべて対象となる。かって、相続破産が話題 になった頃には、譲渡した資産が土地等である場合と土地等以外である場合には、取得費に加算する相 続税額の計算が違ったが、現在、その区別はない。また、相続税の納税資金捻出を理由として制度の適 用について説明したが、租税特別措置法第39条の適用はこれに限ったことではなく、相続税の申告期 限から3年以内の相続財産の譲渡であるならば、借入金の返済や建物新築資金の捻出といった他の理由 でも適用できる。

◆新しい時代へ挑戦する動機づけがベース

4

新型コロナの問題は、雇用の場での働き方にも大きな影響を及ぼしそうだ。幸いにも、わが国では働き方改革が議論され、本稿でも、高齢者雇用のベースとしての従業員ファーストの組織づくりについて書いてきた。そこで、今回は働き方改革のための改善についてポイントを整理してみよう。

(1) 自立性と達成感を重視する…新しい時代へ 社員を活性化するポイントは、能力開発と 再開発だが、そのためには自分自身を客観 視して、これからの仕事に挑戦する心構え を養うことが重要。専門能力を踏まえ、新 しい技術などに再挑戦させる動機づけが必 要だ。その際にモラールを低下させないよ うに主体性と自立性を尊重し、成果を示し て達成感を与える。社員一人ひとりに役割 があると思える組織づくりは経営の責任で ある。

◆改善は、労働を人間化するアイデア

(2) 改善に資金はかからない…改善というと特別な手数や費用がかかると思われがちだが、要は「人に仕事をあわせる」ということで、多くの企業が独自のアイデアで達成させている。仕事が「やりやすく」「疲れずに」「うまく早く」、また、やりがいが生まれるように「作業方法」「職務内容」「組織」「職場環境」などの条件を見直すもので、働き方改革そのものなのだ。

る…加齢による筋肉の硬化が原因で重いものを持てば腰痛になったり、また長時間の前傾姿勢で強い身体疲労を感じたりする。 無理な作業姿勢をなくす改善は、生産性を

(3) 姿勢の良し悪しは、会社の評価にもつなが

- 前傾姿勢で強い身体疲労を感じたりする。 無理な作業姿勢をなくす改善は、生産性を あげるポイントでもある。また社員一人一 人背の高さも違う。その個性にあわせた職 場づくりは、意欲管理についての企業の評 価基準にもなる。
- (4) 重量物搬送の改善は、生産性、労働災害、健康の原点…重量物の取り扱いは、社員の大きな負担となるので、機械化、道具化することが重要。ほとんどの企業が重量物の定義をしていないが、何キロが重量物なのかを決めることも必要だ。

◆改善は、かならず生産性をあげる

(5) やりにくいと思う作業は、即改善…職場には様々な作業負荷がある。高齢者が現役で働くためには、無理なやりにくい作業をこまかく排除していく必要がある。図面の細かい数字を読んで機械の刃や材料を探すという作業を、図面に色分けシールを貼り付けることで、その色の刃と材料を瞬時に取り出すことができる改善など。

本稿は、社員ファーストといっているが、経営者に向けている。改善はやる気を育て、生産性がアップするからである。



筆者紹介

長嶋俊三(ながしま・しゅんぞう)

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

ラ

日本人の祖先は、3万年以上前に列島に渡来したと考えられていますが、どんなルートをたどってきたかは長年の謎。ですが、最近発表された大規模なダイコンのゲノム(全遺伝情報)解析結果が、解明のヒントになるかもしれないそうです。

◆ふるさとは地中海沿岸

ダイコンは、世界中で広く栽培されているアブラナ科の野菜の仲間です。原産は地中海沿岸で、地域ごとに形や大きさは多様。品種は世界で数千に及びます。欧州ではサラダに使う小ぶりなハツカダイコンが主流。南アジアや東南アジアでは種子を包む柔らかい莢(さや)を食べるサヤダイコン、東アジアでは根が太く大きいダイコンが一般的です。

大根おろしや漬物など、幅広い料理に使う日本には、中国や朝鮮半島から渡来したといわれます。 弥生時代には既に伝わっていたとみられ、日本最古の歴史書「古事記」にも登場。昔から親しまれていたようです。

ごく一般的な青首ダイコンや白首ダイコンのほか、丸い形の「聖護院ダイコン」、直径30センチにもなる「桜島ダイコン」、細長く2メートル以上に育つ「守ロダイコン」など、100以上の品種があります。

◆約500品種を大規模調査

多様な品種、系統の形成過程は、これまで分かっていませんでした。そこで東北大などの研究チームは、世界の栽培種や野生種のダイコン約500品種のゲノムを解析する世界初の大規模調査に挑戦しました。

ダイコンのDNAは5億以上の塩基対からなり、 遺伝子の数は約6万個にも及びます。解析結果を 比較したところ、品種間で塩基配列が異なる部分 は5万3000カ所にも上りました。

チームは、この違いと産地の関係を分析。する

と世界のダイコンは、遺伝的に「欧州など」「南アジア・東南アジア」「中国・韓国」「日本」の4グループに、くっきりと重複なく分かれました。

 \supset

ダイコンは世界的に重要な食糧資源なため、温暖化など地球規模の環境変動に適応できるよう品種改良の継続が必要です。交配による改良は、遺伝的に離れた品種同士を組み合わせる方が効果的。そのため、遺伝的なグループの判明は、新品種作りの加速につながるそうです。

さらに、品種ごとの違いの生じ方を詳しく比べて分析したところ、ダイコンがどのようなゲノム変化の道筋をたどりながら、世界中に広がっていったかが見えてきました。

◆中韓ではなく南方から

チームによると、原産地の地中海沿岸で「欧州など」のグループが誕生。人類の移動に伴ってタイやインド、パキスタンなどに伝播し「南アジア・東南アジア」を形成、そこから「日本」と「中国・韓国」への2ルートに分かれたそうです。日本へは南西諸島、南九州経由で北上し全国に広がったとみられ、中国や韓国から伝わったとする定説を覆す分析となりました。

現生人類(ホモ・サピエンス)は20万年前にアフリカで誕生し、世界中に拡散。日本列島には3万年以上前にやってきました。経路はサハリンから北海道に入る「北海道ルート」、朝鮮半島から対馬を経由する「対馬ルート」、南方から台湾を経て南西諸島を北上する「沖縄ルート」が提唱されていますが、まだ解明されていません。

今回の研究で浮上したダイコンの渡来経路は、沖縄ルートと共通部分があります。人類が運んだとすれば、このルートによる移動が可能だったことの証明にもつながりそう。さらなる考古学的検証が必要ですが、日本人の祖先が渡来した経路の謎解きに役立つかもしれません。

筆者紹介

伊藤壽一郎(いとう・じゅいちろう)

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」(共著、扶桑社刊)、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」(共著、柏書房)などがある。

前立腺肥大症の最新レーザー治療

前立腺を「切る」から「気化して消失させる」治療へ

川崎幸病院 泌尿器内視鏡センター長 泌尿器科/泌尿器科部長

鈴木 理仁(すずき まさひと) 医師



前立腺肥大症とは?

前立腺は、膀胱の出口で尿道を取り囲むように存在 しています。前立腺肥大症は、この前立腺が大きく なることで尿道を圧迫し、尿の通りを悪くしたり、 残尿感を感じたり、頻尿になるなど排尿障害を起こ す病気です。

年齢と同じパーセンテージで進むと言われており、 年齢を重ねるにつれて症状が出やすいと言われてい ます。

正常な前立腺 尿 0 流

前立腺

前立腺肥大症 肥大した前立腺

■接触式レーザー前立腺蒸散術

今までの前立腺の手術的治療は前立腺を削るという考 えで電気メスで削る手術が主流でした。直接切除する ため出血が多く、血液をサラサラにする薬を飲まれて いる方は、数日間薬の服用を休止する必要がありまし た。

最新のレーザー治療である「接触式レーザー前立腺素 散術」は、前立腺組織にレーザー光で高熱を与えるこ とで組織や血液を一瞬で沸点に到達させ、蒸散・気化 させる術式です。切らずに行うため、血液をサラサラ にするお薬を休止する必要もなく、男性機能の温存も 可能になりました。また、手術時間も1~2時間と短く、 痛みも少ないため体に優しい治療法です。

> 内視鏡を尿道から挿入し、レーザー ファイバーを内腺に直接接触させ、 組織を気化して消失させる。

前立腺をミカンに例えると

従来の削る方法



実(前立腺)の部分を切り取るた め果汁(血液)がたくさん出る

接触式レーザー前立腺蒸散術



果実に直接レーザーで高熱を与え -瞬で蒸発させるのでほとんど出 血しない

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

You Tube で医師による ■ 治療法についての動画を公開中です。 月~金8:00~20:00 土 曜8:00~17:00 日 曜8:30~17:00 祝 日8:30~17:00

予約 念:044-511-2112





大切な街や家族を一緒に守りませんか!

熱中症を予防して元気な夏を!

昨年、川崎市内では熱中症で417人の方が救急搬送されています。 これから夏に向けて熱中症になる人が増えてきますので、熱中症の 予防ポイントをご紹介します。

また、気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意が必要です。

熱中症を予防するポイント!

- ○室温28℃を越えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう!
- ○こまめに水分・塩分補給を!
- ○体を締めつけない涼しい服装を!
- ○無理をせず適度に休憩を!
- ○屋外で十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合はマスクをはずす!

【問い合わせ 川崎消防署 電話 044 - 223 - 0119】



人を守る。平和を仕事にする。







〇一般曹候補生 採用年齢は 「33歳未満」です。

採用種目 〇防衛大学校

〇防衛医科大学校(医学科•看護学科)

※その他、航空学生、一般幹部候補生、自衛官候補生、高等工科学校生徒等、 年間を通じて各種コースを受け付けております。

電話個別説明会 開催中

電話受付時間 平日8:30~17:15

上記時間以外をご希望の場合、事前にお問い合わせ下さい。

現役自衛官が、仕事内容、試験内容の説明のほか、 ご質問にお答えします。保護者の方も大歓迎です。 詳しくは、自衛隊川崎出張所ホームページを ご覧ください。

Skypeビデオ説明会も開催中!

ご希望の方はまずはお電話を!

自衛官候補生入隊式に参加しました。





詳細は 自衛隊川崎出張所 ヘ♪

お電話→ 044-244-5449

☆お気軽にお越し下さい。 女性スタッフもおります。

ご訪問 → 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町7-1 三陽会館ビル3F 市役所通り沿い、稲毛公園となり!1階は写真屋さんです。



自衛隊川崎出張所 ホームページ

新入会員のご紹介

(令和2年4月1日~令和2年5月31日)

支部名	法 人 名	ŕ	弋 表	者		所	在	地		業	種	 €		紹	介	者	
東 1	㈱ヴィガーイノー	杜	Z	-	志	港町5-3-922			ソフト	ウェフ	7開発	•SES事	業	事	務		局
南 2	㈱泰 辰	舘	澤	宏	泰	浅田3-8-20			内组	支 仕	上:	工事	業	大同生	命信	呆険	㈱
中央	㈱フィールド関東	上	\Box	博	人	小川町14-19	浜屋八	秀ビル8F	業	務	請	負 :	業	事	務		局

川崎南法人会 主要行事予定

(コロナウイルスの影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせください)

令和2年7月・8月

新型コロナウイルス感染拡大防止により 行事は未定となります。

9月

2 **∃ ③** • 3 **∃ ⑤**

●生活習慣病健康診断

会 場:川崎市産業振興会館 時 間:9:30~11:00

8 🗄 😃

●第3回 広報委員会

会 場:川崎市教育文化会館 時 間:11:00~12:00

8 🗄 😃

●新設法人説明会

講 師:川崎南税務署担当官 他

会 場:川崎南税務署 時 間:13:30~16:00

10日4

●源泉部会 研修会

テーマ:「報酬・料金等の源泉徴収事務」

講 師:川崎南税務署 担当官

会 場:川崎南税務署 時 間:14:00~16:00

24 ⊟ 🚯

●決算法人説明会

講 師:川崎南税務署担当官 他

会 場:川崎南税務署 時 間:13:30~16:20



~米海軍第七艦隊音楽隊コンサート中止のお知らせ~

毎年開催しています「米海軍第七艦隊音楽隊コンサート」ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止とその対応等を考慮し、今年度の開催を中止とさせていただきました。楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願い致します。

生活習慣病健診のお知らせ。 今和2年 法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日: **令和2年9月2日(水)・3日(木)2日間**(受付時間9:30~11:00)

場 所:川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。

まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

●税務無料相談●

日 談

毎週火曜日 午後1時~3時 7月の相談日/ 7日火、14日火、21日火、28日火 8月の相談日/ 4日火、18日火、25日火 相談については、事前に事務局までご連絡ください。

易

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852 川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

●法律無料相談●

ご希望の日程、時間をお知らせください お気軽にご相談ください

, F

横浜綜合法律事務所

横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F 相談については事前に事務局までご連絡ください。 (☎ 044-233-4852)

電子申告で効率Up!

国税電子申告・納税システム

ax

「e-Tax」なら

国税に関する申告や納税、

申請・届出などの手続が

インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、 簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

- ※事前にダイレクト納付 利用届出書の提出が 必要です。
- ※届出書の提出から利用 可能となるまで、1か月 程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソ コンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ を準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードや ICカードリーダライタをお持ち でない方も、運転免許証など の本人確認書類をお持ちの上、 お近くの税務署で事前に手続き を行うことで、e-Taxをご利用 いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び 復興特別所得税の申告をすると こんなメリットが!

添付書類の 提出省略(注)

還付が スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は 提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは WEB^

イータックス 検索

www.e-tax.nta.go.ip